

一般社団法人 熊本県しろあり対策協会
新規入会関係書類

1. 入会規程
2. 入会規程
3. 登録施工業者会員入会申込書
4. 施工業者会員入会申込書

入会規程をご確認いただき、登録施工業者会員入会申込書と施工業者会員入会申込書にご記入の上、下記までご郵送ください。

〒862-0950
熊本県しろあり対策協会事務局
熊本市中央区水前寺2丁目27番18号

入会規程 / 一般社団法人 熊本県しろあり対策協会

第一条 入会資格

熊本県内に於いて、白蟻防除業を専門として営み、本県協会へ入会を希望する者は、本県協会の指定する入会審査申請書を本件協会長へ提出し入会審査を受けるものとする。

第二条 入会申請書類

- (1) 入会申込書 / 本県協会専用。
- (2) 誓約書 / 入会時の会則の遵守事項。
- (3) 法人については会社の謄本 / 個人については身元証明。
- (4) 経歴書 / 業を起すまでの履歴書。
- (5) 薬剤の保管庫 / 平面図及び写真。
- (6) 白蟻防除機材格納庫 / 写真。
- (7) しろあり防除施工士登録証の写し。

第三条 準会員 / 観察期間 1 年間

本県協会へ入会を許可した日から一年間を準会員扱いとする。

なお、総会などへの出席は認めるが、議決権は与えないものとする。

第四条 年会費 / 入会金

- (1) 本県協会の年会費については、顧問以外は全て適用とする。

なお、年会費のついては、入会を許可した時からの月割り計算とする。

また、既に納入された年会費の返還はしないものとする。

- (2) 入会決定後は、本県協会の入会金 10 万円及び、本県協会の年間会費（月割り）を直ちに納入するものとする。

第五条 会則履行の義務

本県協会の会則を熟読し遵守すること。

また、消費者などに信頼されるよう常に心がけ、会員相互の融和親睦に努めること。

第六条 準会員観察期間中の退会処分

本県協会会則の軽視、並びに、会員として不適切な言動などが認められるときは、準会員観察期間を中止し、直ちに退会処分「役員会承認議決とし総会議決は不要」とする。

第七条 正会員資格

会員として適正と認めるときは、総会議決にて本県協会の正会員となる。

なお、本人が希望したときは、本県協会から九州協会へ入会手続きをし、本部（公益社団法人日本しろあり対策協会）へ申請を行うものとする。

第八条 特別会員

本県協会の行う事業などへ参加協力及び、貢献をした者（製剤メーカー・機材メーカーなども含む）が、本県協会の会員となる事を希望したときは、役員会にて審議し、総会の議決を似て特別会員となることが出来る。

第九条 その他 / 再入会

本県協会を自主退会した者が、再び入会を希望したときは、本県協会の入会金は原則免除とするが、退会時の状況によっては入会金を必要とする場合もある。

(1) 当県協会の趣旨に反して退会した者が、再び入会を希望する場合、入会金 10 万円を納入することとする。

なお、本県協会を問題なく自主退会した者が、再び入会を希望する場合、入会金は免除とする。

(2) 再入会については、理事会承認議決とし総会議決は不要とする。

(3) その他の事項が発生した場合は、理事会に図り審議するものとする。

以 上

登録施工業者会員入会申込書

平成 年 月 日

一般社団法人 熊本県しろあり対策協会会長 殿

事業所所在地

事業所名

代表者名

⑩

今般貴協会の趣旨に賛同し定款を了承の上入会いたしたく、別紙登録施工業者会員入会調書及び下記書類を添えて申し込みいたします。

記

1. 登録簿謄本及び定款（法人登記出ない場合は代表者の戸籍抄本及び身分証明書）並びに事業届けの写（称号及び事業届の写）
2. 契約書
3. 事業所の平面図及び写真
4. 薬剤を貯蔵する施設の平面図及び構造図面並びに写真
5. 器財格納施設の平面図及び構造図面並びに写真
6. 防除士の登録書の写

施工業者会員入会申し込み書

項 目	摘 要
事 業 所 名	
代 表 者 名	
資 本 金	金 万円
設 立 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
事 業 所 所 在 地	〒
電 話 ・ F A X	電話 FAX
従 業 員 数	技術系 名 事務系 名 合計 名
防 除 士 氏 名 及 び 登 録 番 号	
労 働 災 害 保 険 加 入 の 有 無 及 び 番 号	有 無 番 号